国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令の概要

1 趣旨

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律(平成 20 年法律第 95 号)の施行期日を定める。

2 改正の概要

国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行期日を平成 21 年4月1日とする。

3 施行日を4月1日とする理由

定年や勧奨退職により定期的に退職者の出る時期は決まっているが、自主的な退職はいつでも起こりうる。

今回の法改正後の規定は、施行日以後の退職に適用することとしている。施行日前に 退職した者については、非違を行っていたことが発覚したとしても改正後の規定を適用 することができない。

公務への信頼を確保する観点から、可能な限り早く施行することが適当であるが、退職手当・恩給審査会の業務を行うためには経費の予算を執行できる状態となっていることが必要であり、その予算は年度当初の4月1日から執行が可能となっていることから、4月1日を設定するものである。